

## 全省庁調査事案（27件）のうち違反事案の概要

1	<p>内閣府大臣官房人事課長が、平成24年、法人に自ら出向き、法人の幹部職員に対し、自分の名刺を渡した上で、在職職員を法人の地位に就かせることを法人に依頼したものと考えられ、また、在職職員の退職時期の情報提供をしたものであり、いずれも国公法第106条の2第1項に違反する行為</p>
2	<p>金融庁の室長級職員が、平成28年、国家公務員OBを介して法人に対し、在職職員をその離職後に法人の地位に就かせることを目的として、在職職員の退職時期に関する情報を提供したものであり、国公法第106条の2第1項に違反する行為</p>
3	<p>金融庁の室長級職員が、平成28年、国家公務員OBを介して法人に対し、在職職員をその離職後に法人の地位に就かせることを目的として、在職職員の略歴書の提供及び再就職意思の伝達をして各情報を提供したものであり、国公法第106条の2第1項に違反する行為</p>
4	<p>法務省の地方支分部局の課長級職員が、平成25年、法人に対し、後任の候補者となり得る在職職員の氏名及び簡易な経歴について情報提供を行ったものであり、国公法第106条の2第1項に違反する行為</p>
5	<p>財務省の補佐級職員が、平成20年から平成21年1月頃にかけて、法人に対し、在職職員に係る情報について情報提供等を行ったものであり、国公法第106条の2第1項に違反する行為</p>
6	<p>① 文部科学省の事務次官が、平成27年、特定の国家公務員OBが人事課と密接な関係の下で再就職の調整を行っていたことを認識していたと考えられるところ、人事課職員から在職職員と法人の調整を同OBが行っている旨の報告を聞き置き、同在職職員に法人に関する情報を伝え、これが再就職の面談の契機となっていると考えられることから、国公法第106条の2第1項に違反する行為</p> <p>② 同省の補佐級職員が、平成27年、同OBが同在職職員と法人の調整を行っていたことを認識していたと考えられるところ、同OBに略歴を提供したものであり、国公法第106条の2第1項に違反する行為</p>